



第344号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川井清治郎
 大阪市西区新町1丁目5-7
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717・5910
 定価 1部 50円

大阪府危険物取扱者試験

11月7日(日)工大で 乙種全類について実施

大阪府では、昭和57年度危険物取扱者試験を11月7日に実施することになった。

- ▷試験日 11月7日(日)
- ▷試験場 大阪工業大学
- ▷試験種目 乙種全類

なお、受験準備講習は別掲のとおり9月下旬から10月にかけて、大阪、堺、茨木など7会場で実施される。

シンナー類の保管は慎重に

危険物倉庫からの盗難事故多発

最近、青少年のシンナー遊びが、またも増加の気配があり関係者を憂慮させている。

シンナー類の入手経路はいろいろあるようであるが、最近の特長として、塗料工場の危険物貯蔵所や塗料使用事業所の原材料置場から錠を壊しシンナーやトルエンを石油缶ごと盗むケースが目立っている。

石油缶1本分のシンナーは、シンナー遊び用としては相当量のものである。又、盗難は夜間に多いことから、万一明り用にライター等を使うことがあれば火災の危険もあり、関係者はより一層厳重な管理が望まれる。

保安講習は9月10日から

大阪府昭和57年度危険物取扱者保安講習は、いよいよ9月10日から12月下旬にかけて府下18会場で実施されることになった。

なお、大阪府では今回実施されると、57年度中(58年3月末まで)には開催の予定がないので、受講期限をよく確認の上、受講申込の手續をされたい。

保安講習の予定表

9月10日(金)	府庁別館(予約者で満席)
9月13日(月)	府庁別館
10月26日(火)	茨木商工会館
10月29日(金)	府庁別館
11月2日(火)	堺市民会館
11月5日(金)	守口、門真商工会議所
11月9日(火)	東大阪文化会館
11月12日(金)	豊中市民会館
11月15日(月)	※府庁別館
11月18日(木)	貝塚福祉センター
11月25日(木)	堺市民会館
11月26日(金)	※府庁別館
11月29日(月)	高槻市消防本部(予約者で満席)
12月2日(木)	堺市民会館
12月9日(木)	※府庁別館
12月14日(火)	※府庁別館
12月17日(金)	※府庁別館
12月20日(月)	※府庁別館

※印会場は予定日で変更があるかもわからない。2カ月前に決定の見込み。

第3回 危険物災害防止体験記録作品募集

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者 (財)大阪府危険物安全協会、10月末まで
2. 募集内容 危険物災害の防止対策と体験記録400字 4. 表彰 最優秀(5万円)1編、優秀(3万円)3編、優良(1万円)5編
3. 作品提出先、締切 誌10枚~15枚

危険物製造所等の

“予防規程”作成要領

(その2)

大阪市消防局予防部危険物課

3 予防規程作成上の留意点

(2) 規程内容に関する事項

ア 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

(ア) 保安管理体制を組織する上で、最も重要なことは、誰を防火組織上のどこに置かかを決定することであり、危険物保安統括管理者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、現場における保安上の責任者等のそれぞれの地位、職務内容等を十分勘案したうえ組織構成及び各人の責任権限並びにそれぞれの保安上の業務内容等を明確に記載させねばならない。

(イ) 危険物施設の保安業務は、技術的色彩が強いものであることを考慮して、管理者を決定するとともに、保安管理組織の作成にあたっては、管理者が現場における保安上の責任者等に対しても直接権限を有するよう配慮しておくこと。

(ウ) 当該危険物施設の火災予防上の管理については、当該施設ごとに責任を有するもの（以下「予防責任者」という。）を定め、危険物保安統括管理者、防火管理者又は事業所全般の火災予防上の管理について責任を有する者（以下「最高責任者」という。）をもって統轄させること。

(エ) 保安、建築、設備、電気等安全管理に必要な部

門の責任者（以下「施設責任者」という。）は、予防責任者と密接な連絡をとり災害予防に協力できる体制づくりをしておくこと。

(オ) 最高責任者、予防責任者及び施設責任者等により、災害予防上の委員会、研究会、協議会等を組織し、予防規程の検討、従業員の教育、訓練その他必要事項について協議し、それらの実施計画を作成できる体制づくりをしておくこと。

(カ) 非常災害時の通報連絡が円滑に行われるよう各種組織ごとに名簿を作成しておくこと。

(キ) 保安管理組織は、事業所の規模、危険物施設の実態に適したものとし、事業所の職制機構に即応させることが望ましく、有資格者（防火管理者、危険物保安監督者等）の配置などの関係で、職制機構とマッチしない場合には、資格者が法の定める業務を完全に遂行できるように配慮することが必要であること。

イ 危険物の保安の監督をする者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること

危険物の保安業務に携わる者のうち責任を有する者（危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、自衛消防隊長等）の代行者を予め定めておき、責任を有する者が不在のときでも危険物の保安管理が円滑に遂行できる体制をつくっておくこと。

ウ 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること

化学消防自動車を設置する場合は、その仕様の概要、定期点検等の実施とその結果の記録及び保存並びに化学消防自動車の故障等による使用不能時の措置等について明確にしておくこと。また、危険物施設に設置されている消火設備や警報設備等を効果的に活用し、被害を最少限度にとどめるためには自衛



POWER!

YAMATO '82 心あつくパワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限らない情熱をそそぐ。
 コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は大空に、
 大きな夢をはばたかせた。
 偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。
 YAMATO はいまパワーを結集、
 「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー
ヤマト消火器株式会社

本社 〒537 大阪市東淀川区深江北1-7-11 TEL 06(976)0701・7701
 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151
 北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山
 尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島

の消防組織を編成しておく必要があり、事業所全体が就業中である場合の自衛の消防組織と休日や夜間等のように操業が縮小され、あるいは停止している場合の自衛の消防組織の編成を明確にしておく必要がある。

組織上の内容に関する留意事項については、ア(ア)及び(キ)に準じること。

エ 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関する事

保安教育の対象は、主として危険物施設において危険物の貯蔵若しくは取り扱いの作業又は保守業務を行う者であるが、その他一般従業者、請負業者、出入業者等についても、適宜実施するものとし、実施対象者、実施内容、実施方法及び実施時期について具体的に決めておくこと。

オ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関する事(コに掲げるものを除く)

作業従業者が、作業開始前、設備機器の運転直後、運転中、作業終了後に行うもの、危険物保安監督者及び危険物施設保安員がその業務として行うもの並びに定期的に専門業者が行うもの等が考えられるが、巡視、点検及び検査の内容等については、その事業所の設備機器、作業形態等に即応した内容とし、設備機器名、点検等の項目、時期、回数等を明確にしておかなければならない。また、点検は日常点検と定期点検に分けて点検基準等を作成し当該点検基準の遵守方法、異常発見時の措置及びその確認方法についても決めておくこと。

なお、点検項目については、昭和53年11月9日(消)告示第29号「大阪市危険物等規制規則(昭和53年大阪市規則第106号)第14条の規定による製造所等の区分に応じた定期点検項目等の例」を活用し、事業所における危険物の取り扱い作業の特性を

加味した内容とすること。

カ 危険物施設の運転又は操作に関する事

危険物施設の運転又は操作は、事前点検を行い異常のないことを確認した後行うものとするほか、運転又は操作の安全レベルの限界を明示するとともに、各運転員又は操作員の交代時の引継方法、及び異常事態又は緊急事態発生時における処置基準等を明確にしておかなければならない。

キ 危険物の取り扱い作業の基準に関する事

危険物の貯蔵及び取扱い作業は、事業所の業態、規模或いは危険物施設の種別により異なる等多様であり、その事業所における危険物の取り扱い作業に応じた作業基準でなければならないが、一般的に言えることは、危険物の搬入から搬出に至るまで、その流れに応じて具体的に作業の手順及び保安上留意しなければならない事項等について決めておくことが必要である。

なお、事業所に危険物施設が多数ある場合又はその貯蔵若しくは取扱作業の内容が複雑で多岐にわたる場合は、その施設又は作業ごとに別途作業基準を定めておくことが望ましい。

ク 補修等の方法に関する事

製造所等及びその付近において外来者に補修等を行わせる場合は、外来者のうち責任を有する者を工事責任者とし、予じめ作業要領を作成のうえ予防責任者に提出させ保安上必要な指示が出来るようにしておくこと。

なお、危険物施設の補修等を行う場合は、危険物保安監督者、予防責任者及び施設責任者等は相互に緊密な連絡をとり、保安上必要な措置等が関係者に周知徹底出来るよう体制づくりをしておくこと。

ケ 移送取扱所においては、配管の工事現場の責任者の条件その他配管の工事現場における保安監督体

ハツタは安全を先取りします。

ネオ・フロンティア

粉末(ABC)消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3丁目5番地 〒573
TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社/TEL (06) 473-4871-4
枚方営業所/TEL (0720) 56-1280
増出張所/TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言 ●ハツタは安全をさらに追求いたします ●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします ●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

制に関すること。

移送取扱所においては、事業所敷地外において工事が行われることもあるので、工事責任者の決定にあたっては、配管工事技術の特殊性、危険物及び危険物災害の特性並びに災害防止上の知識及び緊急時における適切な応急措置に関する指揮能力があり、且つその権限を有することが要件となる。また、通行者及び通行車両等公共危険の発生が予想されるので、これらを考慮した保安監督並びに管理体制を明確にしておく必要がある。

コ 移送取扱所においては、配管の周囲において移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること

移送取扱所の配管付近において移送取扱所に係る設備以外の工事が行われる場合には、移送取扱所の配管等に支障を来さないよう予じめ工事関係者と協議し、巡視及び点検の強化を図り必要に応じて検査を行う等の措置について決めておかなければならない。

サ 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること

(ア) 火災警報等の気象上の警報注意報等が発令された場合は、その旨を事業所全域に伝達するとともに、火気使用の中止又は制限をはじめ状況によっては明確に危険物取扱作業の制限を行う等の措置基準を予じめ決めておくことが望ましい。

(イ) 火災、爆発、地震、風水害、落雷並びに危険物及び可燃性ガス等の漏洩事故等が発生した場合の応急措置、その他通報連絡等の措置が円滑に行われるように各事業所の実態に即した防災体制を確立し、各自の任務を明確にしておかなければならない。

シ 危険物の保安に関する記録に関すること

危険物施設の点検及び検査をはじめ設備機器の補修又は措置等については、常に記録をとり一連の経過がわかるようにしておかなければならない。

ス 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関すること

敷地内の施設配置図をはじめ設置及び変更許可書類、タンク検査済証、完成検査済証、予防規程認可書類、資料提出書、工事施工記録書類その他各種願届書類など危険物施設の関係図書は現状と過去の経過が良くわかるように常に整備を行い、出来れば索引簿又は台帳等を備えておくことが望ましい。

セ 危険物の保安に係る作業に従事する者であって予防規程に違反した者に対する措置に関すること

予防規程の遵守を徹底させるためには、違反者に対する措置を決めておく必要があり、違反者に対しては厳重に罰していく姿勢が大切である。従って違反者に対しては、その違反内容の程度に応じ、保安教育の実施、担当職務内容の変更等を行うなどの規定化が必要である。

ソ アからセに掲げるもののほか、危険物の保安に関する必要な事項

(ア) 火気の使用制限及び臨時火気使用

製造所等における火気の使用はなるべく避けなければならぬのは当然のことだが、火気を使用せざるを得ない場合もあり得る。従って、その場合にどのように制限し、どのような条件下であれば認められるかについて規定しておく必要がある。

(イ) 立入制限

製造所等には、みだりに関係者以外の者を立入らせてはならない。従って関係者以外の者を立入



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING  NFPA®
米消防火協会員

株式会社 マルナカ

防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

らせる場合には、その安全を確認するためのチェック方法等について規定しておく必要がある。

(㉔) 服務規律

従業者の服装、履物の規制、その他火災予防上好ましくない行為の制限等を規定し、火災予防上の安全を徹底する必要がある。

(㉕) 構内交通

入場制限、構内速度制限、駐車場所並びに通行路の使用方法等について規定しておく必要がある。

(3) 申請手続上の留意事項

予防規程の申請手続を行う場合は、次の事項について留意が必要である。

ア 予防規程作成対象施設が 2 以上存在する事業所については、一括した予防規程をもって、当該 2 以上の対象施設の予防規程とみなして処理することとなるので一の認可申請でよいこと。

なお、危険物の規制に関する規則様式第17の申請書には、当該事業所における代表的な危険物施設に関する事項を記入し、他の危険物施設は、製造所等の別・区分、設置許可年月日・番号、危険物の類・品名、最大数量及び指定数量の倍数を一表にしたものを添付すること。

イ 消防法第11条第1項の規定により許可を受け、製造所等を設置又は変更しようとする場合において、予防規程の作成又は変更が必要となるときは、完成検査申請書を提出する前に、予防規程の制定又は変更を行わなければならない。

ウ 消防法第11条の4の規定により、貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の変更を届け出る場合で、予防規程の作成又は変更が必要となるときは、届出書の提出と同時に行うこと。

エ アからウ以外で予防規程の内容を変更する場合は、遅滞なく行うこと。

以上、予防規程の目的、内容及び法規制等について述べたが、内容が概括的、且つ、抽象的にならざるをえなく具体性に欠けた説明となったが、次号に、予防規程の作成例をあげてみることにする。(次号に続く)



泉大津市火災予防協会
総理大臣賞受賞

泉大津市火災予防協会(会長 八木豊徳)は、永年にわたり火災予防につくした功績が極めて顕著であるため、7月2日内閣総理大臣官邸において消防安全功労団体として、総理大臣賞を受賞した。当協会では、5月26日に創立40周年記念式典を盛大に催したところでもあり、府下でも最も古い協会の存在である。



暮らしに安心と安全をお届けする

- 屋内外消火栓設備
- スプリンクラー設備
- ドレンチャー設備
- 泡消火設備
- ガス消火設備
- 粉末消火設備
- 自動火災報知設備
- 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



＜油流出事故例＞

油面計の滑車の滑りが

悪いため流出した事例

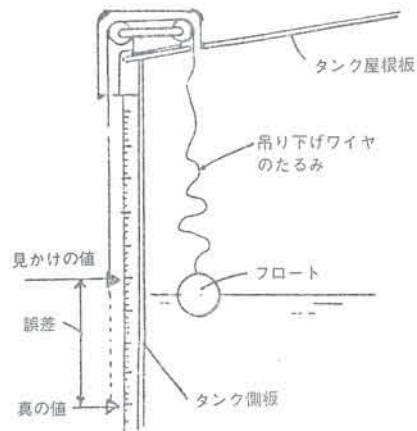
これは昭和51年2月12日、東京都心にある事務所ビルの暖房用ボイラの燃料（A重油）供給施設に関連して発生した流出事故事例である。

〔施設の概要〕

このビルは、地上7階建て耐火構造のものであるが7階にはこの建物全館の暖房用ボイラが設置されている。

ボイラの燃料はA重油であるが、そのストレージタンクがこのビルの7階と同一レベルの屋上ペントハウス内に収められている。このタンクの容量は1,600ℓであって、吐出口から配管によって導かれた燃料油は自然の落差圧によってボイラに直接送油され、バーナ部分のギャポンプで加圧噴燃されていることから、比較的大容量ではあってもサーピスタンの機能を兼ねたストレージタンクである。

このタンクには、内容物の刻々の貯蔵量を覚知するための液面計が備えられている。またフロートスイッチも付属設備として設置されており、地上にあるこのタンクの注入口の位置に設けられてある警報用ブザーの電源を制御している。従って、このタンクに対しタンクローリー等からA重油を注入している場合、タンクが満杯になればこの警報ブザーが鳴動し、その事が自動的に判明する仕組みとなっている。なお、注入配管途上の一階部分には送油用のギャポンプがあるが、先フロートスイッチはこのギャポンプの電源制御には関係していない。この他、何らかの手違いによってタンクが満杯となったにもかかわらず、さらにA重油の注入が続行されるおそれを考慮し、タンク側板の上方のノズルにオーバーフローパイプが接続され、当該パイプの先端がタンクの防油壁（防油堤）の囲いの中に解放さ



第1図 指針の誤差の分だけ空のようにみえる。

れた状態となっている。

このタンクに係るペントハウスは、屋根のみで周囲の壁体は無く、横なぐりの降雨や降雪の影響により、防油堤内には時として水が溜ることがある。このため防油堤には弁付きの水抜きがあり、必要に応じてその排水に役立っている。

〔事故の概要〕

当日午後3時頃、このビルからおおよそ300m離れた店舗の主人から電話によって消防署に「店の中の排水口からガソリンのような臭気が出て不安だから見てほしい」との通報があり、消防隊が現場に出勤してその調査を開始した。

臭気は公共下水から立ち昇って来ていることが判り、また下水にはその水面上に油状のものが認められたことから、下水の上流に向かって追跡が行われた。この結果、油状物質の流入源は先のビルであることが判明し、さらにビル関係者に対する聞き込み等から、当日午後1時30分頃タンクローリーで貯蔵タンクにA重油1,000ℓを補給したことも突きとめられた。

空調設備機器製造・販売

- オイルタンク用液面計
- 遠隔式警報ユニット液面計
- 各種液体タンク用液面計
- フロートスイッチ・微圧スイッチ
- タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

〔原因〕

このビルの7階に設置されているタンク及びその周辺について調査したところ、タンク下部周囲を囲んでいる防油堤に設けられてある水抜口の弁が開放された状態となっており、その部分からA重油が流出した形跡が認められた。

また堤内の底面にはA重油が付着しており、タンクのオーバーフローパイプの立上がり先端にもA重油が付着していた。この状況から、タンク内のA重油上面がオーバーフローパイプの取付けノズルのレベルに達したために当該ノズルを通じて流出したことは明らかであった。堤外屋上（ペントハウスの外側）に流出した油のA重油の跡を辿ると、雨水の流れる道筋と同様に屋上雨樋に至り、流下して下水に至ったことが判明した。

この防油堤の水抜口が閉鎖されていれば、オーバーフローパイプからの流出は一応この堤内で納まったものであるが、本事故のたまたま1週間程前に降雪があり、その吹き溜って溶けた水が堤内に滞留したため、この水抜口のバルブを開いて排除したということも判明した。

しかし、その後この水抜口の弁を閉鎖した者は無く、開いた者もそのまま忘れてしまった模様である。

タンクに備えつけられたフロートスイッチは、オーバーフローパイプからA重油が流出する以前に当然に作動して地上注入口の位置におけるブザーを鳴動させるものであったが、地上において注入作業をしていたタンクローリーの作業者によれば、注入開始から注分量の1,000ℓ全部を注入完了するまでの間ブザーは全く鳴警せず、また地上から望見できる本タンクの通気管先端からの流出もなかったことが証言された。

一方この点に関する施設側からの情報によれば、今日に至るまで油を溢流させたことは無かったので、ブザーが鳴動した例はなく、また作動点検は実施した経過もないので、故障した時期については全く不明であるとのことであった。なお、このブザー装置の回路等について調査したと

ころ、フロートスイッチ及びブザー本体に故障は認められなかったが、回路の電気配線には導通が認められず、どこかで断線等しているものと推定された。しかし、最後に残る問題は、過剰給油となる程の量(1,000ℓ)を何故施設側の関係者が注文したかである。

この点について調査した結果、注文する場合は必ずタンクの油面計を見てタンク内の残量を確かめ、タンクの満量(1,600ℓ)からこの値を差し引いて注入可能量を算出し、その範囲内の適宜の量を注文するとのことであった。ところが、この油面計は最近滑車の滑りが悪くなり、時々引っかかることがあったにもかかわらず、補修整備を実施せず、たまたま第1図に示す状態の油面計の指示に従ってしまったことが突き止められた。

〔教訓と対策〕

- ① 省力化のみを目的とした液面制御フロートスイッチ機構に対しては、定期的点検が必要不可欠であるが、その突発的故障による事故を防止するための安全対策として、油面が上限界を越えた場合に作動する別の装置（警報ブザー、緊急注入停止機構等）を備えることが望ましい。
- ② タンクを気密に造ることは法令上からも必要であり、オーバーフローパイプの先端を開放したままにしておくことは流出原因となる。しかし、これが無い場合は通気管の先端から流出する事故もあることから、メインタンクがある場合はメインタンクへの戻り管とするとともに、不必要なポンプ駆動を回避するため、戻り管が作用した場合の警報機構を併用することが望ましい。
- ③ 事故発生は事例その2からも明らかとなっており、種々の原因が重複していることが多く、その内の1つでも断れば起らず或は軽微で済むことがある。
- ④ 安全機構は何重に採用してもし過ぎることはないが、この定期的点検と整備による補完があって始めて信頼が置けるものである。



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和57年度第2回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
(全類) 1期	9月27日(月)、10月6日(水)、12日(火)	午前 9時30分～4時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅17号出口)
乙種第4類	2期	9月28日(火)、10月7日(木)	大阪府商工会館
	3期	9月29日(水)、10月8日(金)	大阪府商工会館
	4期	10月4日(月)、19日(火)	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ約8分)
	5期	9月30日(木)、10月14日(木)	※茨木市商工会館 (国鉄、阪急、茨木駅ヨリ約13分)
6期(夜)	9月30日(木)、10月7日(木)、12日(火)	午後 5時30分～9時	大阪府商工会館
日曜コース	9月26日(日)、10月10日(日) 10月24日(日)	午前 10時～4時	※市立(森ノ宮)労働会館 (国鉄、地下鉄森ノ宮駅ヨリ2分)

2. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間、申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。

各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中各申込所においても定員に達し次第満員締切りさせていただきます。 ※印会場では写真撮影はしません。

日曜コース は電話 (531-9717) で予約受け、満席次第締切ります。(定員80名)

3. 受付期間と場所

受付場所	日	時
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	9月17日(金) 14時00分～16時00分
豊中市消防本部内 (阪急・豊中駅南へ5分)	豊中防火安全協会	9月17日(金) 9時30分～11時30分
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	9月17日(金) 13時30分～16時00分
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	9月20日(月) 9時30分～11時30分
地下鉄・守口駅前	守口消防署	9月20日(月) 14時00分～16時00分
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	9月20日(月) 13時30分～15時30分
地下鉄・四ツ橋駅北出口2号 (四ツ橋ビル8階)	㈱大阪府危険物安全協会	9月24日(金) 10時00分～16時00分

(注) 各受付場所とも、昼食時は避けて下さい。

4. 会費 (テキスト代を含む ただし、4類以外の問題集は含まず) ()内金額はテキスト不要の場合

種別	会員	会員外	ただし
乙種	6,000円 (5,000円)	7,000円 (6,000円)	6期は各500円割増
乙種日曜コース	10,000円 (9,000円)	12,000円 (11,000円)	